

平成30年度から

# 国民健康保険制度



## が変わります

～国保の財政運営は市町村から  
都道府県へ移行します～

■問合せ 住民課国保医療グループ  
(☎ 74-3002)

なぜ都道府県に  
変わるの？

### 国保の現状と課題

**国** 保の加入者は「年齢構成が高く、医療費水準が高い」「低所得者が多い」構造となっているため、国保税などの収入よりも医療費などで支出するお金が多く、市町村単位では安定した財政運営が困難であるなどの課題があります。

### 制度改正による財政の安定

平成27年5月27日に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、市町村で行っていた財政運営を平成30年度から都道府県が責任主体となることになりました。  
このことにより、安定的な国保の運営を図ることが期待されます。

何がかわるの？

この制度改正による大きな変更点は次のとおりです。

- 1 医療給付などの国保の事業に必要なお金を各市町村が納付金として都道府県に納めます。
- 2 都道府県が各市町村の医療費水準や所得水準を基に市町村ごとの納付金を決定します。併せて、都道府県は納付金の納付に必要な市町村ごとの標準保険税率を示します。
- 3 市町村は都道府県が示した標準保険税率を参考に、保険税率を決定します。

なお、これまで市町村単位で行っていた保険証などの発行や、保険税の賦課・徴収などは引き続き市町村単位で行います。  
また、保険給付や保健事業についても、若干の変更点はあるものの従来と大きな変更はありません。

## 現在

各市町村が国保財政運営の責任主体



### 市町村

- ・資格管理 (被保険者証などの発行)
- ・保険税率、税額の決定、賦課徴収
- ・保険給付
- ・保健事業

## 平成30年度から

都道府県が国保財政運営の責任主体

### 都道府県

- ・国保運営方針を定める (道内の統一の方針)



都道府県は保険給付に必要な費用を市町村に全額支払う

市町村は都道府県が決定した納付金を納付する



### 市町村

- ・資格管理 (被保険者証などの発行)
- ・保険税率、税額の決定、賦課徴収
- ・保険給付
- ・保健事業